

令和3年10月25日（月）以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

淀川区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。

大阪府においては、緊急事態宣言の解除後（令和3年10月1日以降）も、営業時間短縮等の協力要請が継続されておりましたが、令和3年10月25日（月）以降解除されることとなりました。

10月25日(月)からは、開館時間を通常どおり21時30分までとさせていただきます。なお、大声での歓声・声援等がある場合は収容定員の半分以下でご利用となります。

ご利用の際には、入場整理の徹底のほか、「マスクの着用」、「手洗い」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策の徹底もお願いいたします。

令和3年10月25日（月）から令和3年11月30日（火）まで

- (1) 開館時間を通常対応（21時30分まで）に戻す。
- (2) 収容率の継続
 - ★大声での歓声・声援なしの場合は収容定員までの参加を認め、大声での歓声・声援がある場合は収容定員の50%以下とする。
- (3) 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施・継続
 - ★利用時の適切な入場整理等の徹底
 - ★「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策
 - ★感染拡大防止にかかる誓約書の提出

◆時間短縮の解除に伴い、10月25日以降にキャンセルの申込みがあった場合、使用料等の還付の取扱いは通常どおりとなりますのでご注意ください。

今後とも、感染症拡大防止に何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。